

京都市立学校洋式トイレ整備計画策定業務委託に関する
公募型プロポーザル

評価要領

1 審査委員会

- (1) 審査委員会は、別表第1に掲げる者で構成する。
- (2) 審査委員会には、審査委員長を置き、教育委員会事務局教育環境整備室長が務める。
- (3) 審査委員長は、審査委員会を代表し、会務を掌理する。
- (4) 審査委員会は、非公開とする。ただし、審査委員の過半数が公開を認めた場合は、この限りではない。なお、同数の場合は、審査委員長が定める。
- (5) 審査委員会の庶務は、教育委員会事務局教育環境整備室において行う。
- (6) この要領に定めるもののほか、審査委員会に関し必要な事項は、審査委員会において定めるものとする。
- (7) 提案者から提出された書類について、その内容の確認及び補足説明を受けることを目的として、審査委員会は提案者からヒアリングを行うことができることとする。なお、当該ヒアリング開催の有無は、審査委員長が決定するものとする。

2 業提案書の審査及び選定

(1) 審査の方法

審査委員会は、評価基準を基に、事業実績等、実施体制・実施方針、技術提案、事業費について、総合的に審査を行う。

ア 審査の結果、各審査員の評価を合計した点数（評価点）により順位を付する。

イ 評価点が同点の場合は、提示された事業費が低価である提案者を上位として順位を付する。提示された事業費も同額の場合は、くじ引により最優秀提案者を選定する。

ウ 第一位の提案を行った提案者を最優秀提案者（優先交渉権者）と、第二位の提案を行った提案者を優秀提案者（次点交渉権者）として選定する。

エ 評価点が配点合計の50%に満たない場合は、失格とする。

オ 応募者が1者の場合でも審査・選定を行う。

(2) 評価基準

別表第2の評価基準に従って審査を行う。

(3) 審査の日程

令和6年8月上旬（予定）

別表第 1

教育委員会事務局教育環境整備室長
教育委員会事務局教育環境整備課長
教育委員会事務局教育環境整備室担当課長
都市計画局公共建築部公共建築企画課長
都市計画局公共建築部公共建築企画課設備企画担当課長

(別表第2)

評 価 基 準

1. 審査

【合計100点】

(1) 実績評価

【18点】

評価項目	様式	評価事項	配点
① 業務実績等	第3号	参加者の業務実績	6
	第7号	業務責任者の資格	4
		業務責任者の類似業務実績	6
	証明書の写し	これからの1000年を紡ぐ企業認定や環境マネジメントシステム(ISO14001やKES等)の認証の有無	2

ア 「業務実績」評価方法について

業務実績については、本プロポーザル募集要領第3項「参加資格」の(4)※に示す実績については、平成25年度以降に契約し、参加表明書提出日までに事業が完了している又は1年以上の事業期間が経過した実績3件を対象に、1件あたり基礎配点を2点として、内容区分及び発注区分に応じた係数を乗じた点数にて評価する。

基礎配点	最大件数
2	3

内容区分	区分係数
ア且つイを満たす内容	1
ア又はイを満たす内容	0.5

各請負金額の合計	区分係数
5千万円以上	1
2千万円以上 5千万円未満	0.8
1千万円以上 2千万円未満	0.6

※<参加資格(再掲)>

(4) 平成25年度以降において、国又は地方公共団体が発注した次の各項に掲げる工事又は設計等の業務を実施した実績があること。ただし、下請け契約は除くこととし、共同企業体での実績を有する場合は、その代表者又は構成員のいずれかが受注したものの。

ア 学校教育法に基づく学校施設に係る調査・企画・設計業務

イ 契約金額1件10,000千円以上の大規模なトイレ改修に係る業務

イ 「業務責任者の資格」評価方法について

配点に資格区分に応じた係数を乗じた点数にて評価する。

資格	区分係数
一級建築士	1
二級建築士	0.8

(2) 提案内容の評価

【72点】

評価項目	様式	評価事項	評価内容	配点
② 業務の実施体制・実施方針	第8号	業務実施体制	協力会社を含む業務実施体制の充実度	15
		業務実施方針	調査業務の進め方、課題認識等の実施方針の妥当性	7

		業務スケジュール	本業務スケジュールの妥当性	7
		協議方針	本市との協議・打合せの方法、頻度	4
③ 技術提案	第9号	提案事項全般	業務実施に当たっての視点、提案事項全般の具体性・妥当性	7
		洋式化の改修方式検討	判定に当たっての視点、提案事項の具体性・妥当性	15
		概算工事費の作成	業務コストの算定及び概算工事費検討の具体性・妥当性・柔軟性	6
		工程表案の作成	工程表に係る視点、提案事項の具体性・妥当性	6
		提案者による独自提案	独自提案の有無、具体性・妥当性	5

ア 評価方法について

- ① 選定委員は、各項目についてA～Eの評価を行うものとする。
- ② 審査点数は、各項目の配点に以下の評価係数を乗じたものを点数とする。

評価	係数	評価内容
A	1.0	極めて評価できる
B	0.8	評価できる
C	0.5	普通
D	0.3	やや評価できない
E	0.1	評価できない

(3) 見積金額の評価

【10点】

評価項目	評価基準	配点	満点
④ 見積金額	A = 最低金額以上、(最低金額 + (予定価格 - 最低金額) × 1/5) 未満	10	10
	B = (最低金額 + (予定価格 - 最低金額) × 1/5) 以上、(最低金額 + (予定価格 - 最低金額) × 2/5) 未満	8	
	C = (最低金額 + (予定価格 - 最低金額) × 2/5) 以上、(最低金額 + (予定価格 - 最低金額) × 3/5) 未満	6	
	D = (最低金額 + (予定価格 - 最低金額) × 3/5) 以上、(最低金額 + (予定価格 - 最低金額) × 4/5) 未満	4	
	E = (最低金額 + (予定価格 - 最低金額) × 4/5) 以上、予定価格以下	2	

2. 応募者の得点合計

応募者の得点は、実績評価の得点・提案内容の評価の得点・価格評価の得点の合計とする。

(満点は100点)

3. 2事業者以上が同一最高得点である場合

総得点数の最高点が同点の者が複数出た場合は、価格評価の得点が最も高い者を受託予定者に選定する。